

# 山形沿岸海岸保全基本計画 の変更について



# 1. 海岸保全基本計画の策定の経緯

## (1) 海岸法改正の流れ及び海岸保全基本計画改正の経緯

昭和31年(1956年) 海岸法の制定

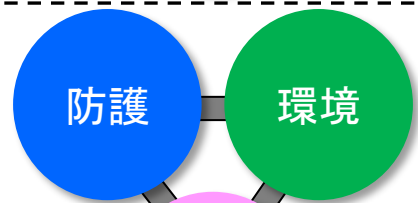
平成11年(1999年) 海岸法の一部改正

平成26年(2014年) 海岸法の一部改正

- 海岸侵食の進行
- 海洋性レクリエーション需要の増大
- 海岸環境への認識の高まり
- 地方分権化の推進
- 平成15年12月 山形沿岸海岸保全基本計画策定



津波・高潮、波浪等の海岸災害からの防護のための海岸保全の実施



- ・防護・環境・利用の調和の取れた総合的な海岸管理制度への変更
- ・地域の意見を反映した海岸整備の計画制度の創設
- ・海岸保全基本計画の策定
- ・国の直轄管理制度の導入



### 改正の概要

#### 海岸の防災・減災対策の強化

- ・堤防と一体的に設置される減災機能を有する樹林(「緑の防潮堤」)など粘り強い構造の海岸堤防等を海岸保全施設に位置付け
- ・水門・陸閘等について、災害発生時に現場操作員の安全を確保しつつ適切に操作するための操作規則等の策定を義務付け



#### 海岸の適切な維持管理の確保

- ・海岸管理者は海岸保全施設を良好な状態に保つよう維持・修繕すべきことを明確化
- ・海岸管理者は、海岸の維持等を適正かつ確実に行うことができる法人・団体を海岸協力団体として指定することができる



#### 背景

今後発生が想定される南海トラフ地震等の災害による大規模な津波、高潮等に備えるため、海岸の防災・減災対策の強化が必要



高度成長期等に集中的に整備された海岸保全施設の老朽化への早急な対応が必要



平成27年度 海岸法一部改正の内容を踏まえた海岸保全基本計画の変更

## 2. 海岸保全基本方針の主な見直し内容

### (1) 海岸の防災・減災対策の強化

#### ① 海岸管理における防災・減災対策の推進

・防護の目標として2つのレベルの考え方を明記

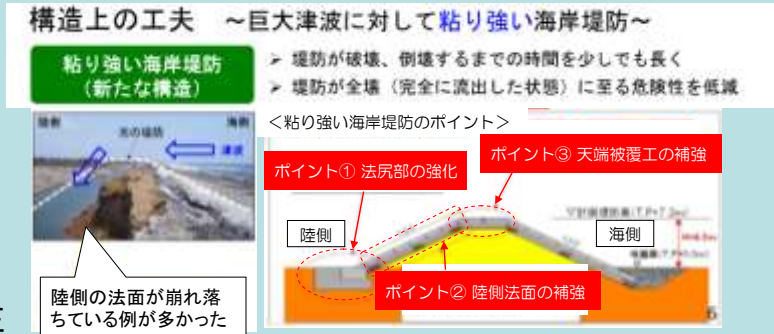
「海岸保全施設の整備を行う上での目標」

「少なくとも命を守り、社会経済に対して壊滅的な被害が発生しない対策を図る上での目標」

・堤防と一体的に設置される減災機能を有する樹林(「緑の防潮堤」)など  
粘り強い構造の海岸堤防等を海岸保全施設に位置付け

・危機管理対策目標である最大規模クラスの高潮や津波が発生した場合でも  
「命を守る」という考え方で、ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせて「多重  
重防護」による総合的な防災対策の推進を明記。

⇒上記を踏まえた、海岸保全施設の新設又は改良に関する基本的な事項の修正



#### ② 水門・陸閘等の安全かつ確実な操作体制の確立

・津波等の災害時に水門、陸閘等の操作に従事する者の安全確保を最優先とした管理運用体制の明記

・自動閉鎖化、遠隔操作化、常時閉鎖化等を行うことの明記

### (2) 海岸の適切な維持管理の確保

#### ① 海岸保全施設の適切な維持管理

・施設の老朽化に対し、予防保全型の維持管理の導入を目的とした「長寿命化計画」を明記

・海岸保全施設の維持又は修繕に関する基本的な事項の追記

#### ② 地域の実情に応じた海岸の維持管理の充実

・海岸管理者が海岸の管理に協力する法人又は団体(NPO等)を海岸協力団体として指定できることを追記

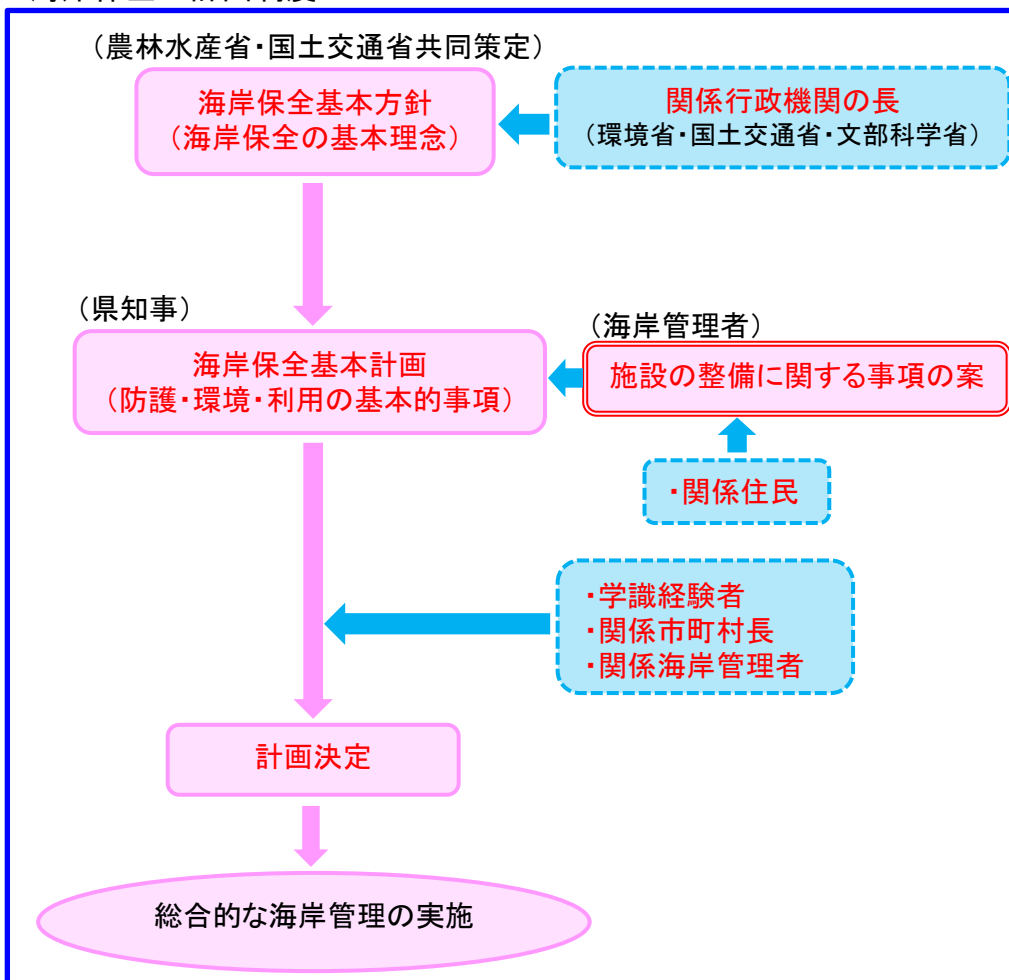


# 3. 海岸保全基本計画の策定の流れ

○地域の意見を反映した海岸保全の計画制度(海岸法第2条の2、第2条の3)

- ・国が海岸の保全に関する基本的方向性を明らかにするため、「海岸保全基本方針」を定める
- ・都道府県知事が計画的、整合がとれた海岸の保全を行うため、「海岸保全基本計画」を定める

## 海岸保全の計画制度



### (海岸保全基本方針)

国民共有の財産として「美しく、安全で、いきいきした海岸」を次世代へ継承していくことを、今後の海岸の保全のための基本的な理念とする。

- ・「防護」「環境」「利用」が調和するよう、総合的に海岸の保全を推進
- ・地域の特性を活かした地域とともに歩む海岸づくり

### 海岸保全基本計画

海岸保全基本方針に基づき、地域の意見を反映して都道府県知事が沿岸毎に

- ① 海岸の保全に関する基本的な事項
  - ② 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項
- を定めたもの

# 4. 海岸保全基本計画の変更の概要

主に次の項目について変更します。

## 序章

山形沿岸の海岸の保全に関する基本理念

## 第1章 海岸の保全に関する事項

(1) 海岸の現況及び保全の基本的方向に関する事項

(2) 海岸の防護に関する事項

(4) 海岸における公衆の適正な利用に関する事項

## 第2章 海岸保全施設の整備と維持管理に関する事項

(4) 海岸保全施設の維持又は修繕の方法

# 4. 海岸保全基本計画の変更の概要

## 序章 山形沿岸の海岸の保全に関する基本理念

- ・施設の老朽化対策の文言の追加
- ・文言追加に伴い目標を修正

現行	変更案
<p data-bbox="64 511 783 544">序章 山形沿岸の海岸の保全に関する基本理念 (P2)</p> <div data-bbox="78 715 1004 879" style="border: 1px solid #00AEEF; border-radius: 15px; padding: 10px; margin-top: 20px;"> <p data-bbox="93 739 990 858">「庄内砂丘と松林に支えられた暮らしを守り、鳥海山を望む美しい景観を生かした賑わいのある海岸の創出にむけて」</p> </div>	<p data-bbox="1044 511 1763 544">序章 山形沿岸の海岸の保全に関する基本理念 (P2)</p> <p data-bbox="1044 589 1991 658" style="color: #E91E63;">さらに、海岸保全施設については、急速な老朽化が見込まれており、適切な維持管理・更新を推進することが求められている。</p> <div data-bbox="1052 715 1999 879" style="border: 1px solid #E91E63; border-radius: 15px; padding: 10px; margin-top: 20px;"> <p data-bbox="1067 739 1984 858">「庄内砂丘と松林に支えられた暮らしを守り、鳥海山を望む美しい景観を生かした賑わいのある海岸を創出し<b style="color: #E91E63;">次世代に継承するために</b>」</p> </div>

# 4. 海岸保全基本計画の変更の概要

## 第1章 海岸の保全に関する事項

### (1) 海岸の現況及び保全の基本的方向に関する事項

- ・近年の海岸災害の状況を加筆
- ・東日本大震災を踏まえ、津波に関する記載内容を修正

現行	変更案
<p data-bbox="78 518 893 554">(1) 海岸の現況及び保全の基本的方向に関する事項(P4)</p> <p data-bbox="62 601 223 629">○海岸災害</p> <p data-bbox="62 644 1023 925">山形沿岸では、冬型の季節風に伴う高波浪により、昭和47年12月には軽傷2名、住家一部破損4戸、床上浸水8戸を含む被害総額約2.5億円、昭和51年10月には軽傷2名、住家全・半壊3棟、一部破損141棟、床上浸水16戸を含む被害総額約11億円の災害が発生している。また、山形沿岸に隣接する秋田沿岸では、昭和58年の日本海中部地震の際、津波により79名の死者が出たほか、地震による総被害額は約1,482億円に上った。</p>	<p data-bbox="1062 518 1877 554">(1) 海岸の現況及び保全の基本的方向に関する事項(P4)</p> <p data-bbox="1046 601 1207 629">○海岸災害</p> <p data-bbox="1046 644 2005 925">山形沿岸では、冬型の季節風に伴う高波浪により、昭和47年12月には軽傷2名、住家一部破損4戸、床上浸水8戸を含む被害総額約2.5億円、昭和51年10月には軽傷2名、住家全・半壊3棟、一部破損141棟、床上浸水16戸を含む被害総額約11億円の災害が発生している。<b>近年では、平成24年4月に日本海を通過した爆弾低気圧に伴う暴風・高波浪により、海岸保全施設の被災、道路通行止め等の被害が発生している。</b></p> <p data-bbox="1046 939 2005 1139">また、山形沿岸に隣接する秋田沿岸では、昭和58年の日本海中部地震の際、津波により79名の死者が出たほか、地震による総被害額は約1,482億円に上った。<b>東日本大震災においては、これまでの想定をはるかに超えた巨大な地震・津波により東北地方の太平洋沿岸を中心に海岸保全施設及びその背後地で甚大な被害が発生した。</b></p>

# 4. 海岸保全基本計画の変更の概要

## 第1章 海岸の保全に関する事項

### (1) 海岸の現況及び保全の基本的方向に関する事項

・東日本大震災を踏まえ、津波に関する記載内容を修正

現行	変更案
<p data-bbox="76 515 893 551">(1) 海岸の現況及び保全の基本的方向に関する事項(P5)</p> <p data-bbox="58 596 161 629">○津波</p> <p data-bbox="58 639 1023 758">想定地震(震源;山形沿岸沖合、M7.7程度)時の想定津波高に対して、現状の海岸保全施設の護岸高が概ね確保されているが、飛島の一部では整備が必要な区域が存在する。</p>	<p data-bbox="1060 515 1877 551">(1) 海岸の現況及び保全の基本的方向に関する事項(P5)</p> <p data-bbox="1044 596 1147 629">○津波</p> <p data-bbox="1044 639 1999 882">平成23年の東日本大震災を踏まえ、国から示された「設計津波の水位の設定方法等について」(平成23年7月8日)に基づき、山形県では、平成27年3月に数十年から百数十年に一回程度発生する頻度の高い津波に対して必要となる高さ(設計津波水位)を設定し公表した。この設計津波水位に対して、現状の海岸保全施設の護岸高は概ね確保されているが、一部において整備の必要な箇所が存在する。</p> <p data-bbox="1044 892 1999 1053">また、最大クラスの津波に対して「何としても人命を守る」ことを目標として、住民避難を軸に、海岸保全施設等の整備のみならず、ハード対策とソフト対策を総動員し、それらを組み合わせた総合的な対策が必要である。</p>



# 4. 海岸保全基本計画の変更の概要

## 第1章 海岸の保全に関する事項

### (1) 海岸の現況及び保全の基本的方向に関する事項

- ・海岸ゴミに関する記載内容に近年の内容を加筆

#### 現行

### (1) 海岸の現況及び保全の基本的方向に関する事項(P10)

#### ○海岸ゴミ

- ・沿岸域には、河川から流出するゴミや不法投棄されたゴミの他、対馬暖流によって漂着する海域からのゴミも多い。
- ・ゴミが、海岸における不満点のトップに挙げられている。



海岸漂着ゴミー由良海岸

写真更新

#### 変更案

### (1) 海岸の現況及び保全の基本的方向に関する事項(P10)

#### ○海岸ゴミ

- ・沿岸域には、河川から流出するゴミや不法投棄されたゴミの他、対馬暖流によって漂着する海域からのゴミも多い。
- ・ゴミが、海岸における不満点のトップに挙げられている。
- ・平成14年度から、河川や海岸などの水辺に散乱するゴミ問題の解決を目指す取組みの一環として、県民、特定非営利活動法人、事業者、行政機関などにより「美しいやまがたクリーンアップ・キャンペーン」が実施されている。



海岸漂着ゴミー比子海岸



拾う人  
記録する人  
コンビニ袋3枚!!  
はい。3枚ね  
クリーンアップ・キャンペーン

# 4. 海岸保全基本計画の変更の概要

## 第1章 海岸の保全に関する事項

### (1) 海岸の現況及び保全の基本的方向に関する事項

- ・レクリエーション等に関する記載をレクリエーションと観光に分けて記載
- ・記載内容に近年の内容を加筆

#### 現行

### (1) 海岸の現況及び保全の基本的方向に関する事項(P11)

#### ○レクリエーション

- ・砂浜海岸には、西浜海水浴場や湯野浜海水浴場、岩礁海岸には由良海水浴場のほか、鼠ヶ関港等の人工海浜・人工磯など、沿岸全域に多くの海水浴場が分布している。
- ・鼠ヶ関港や酒田港等の港湾周辺や、海水浴場近傍では、ボードセーリングやサーフィン、岩礁部では、釣りやスキューバダイビングなど、海洋性レクリエーションが盛んである。
- ・北部(十六羅漢像等)と南部(湯野浜, 加茂, 由良, 鼠ヶ関等)に観光拠点となるポイントが多い。

#### 変更案

### (1) 海岸の現況及び保全の基本的方向に関する事項(P11)

#### ○レクリエーション

- ・砂浜海岸には、西浜海水浴場や湯野浜海水浴場、岩礁海岸には由良海水浴場のほか、鼠ヶ関港や加茂港等の人工海浜・人工磯<sup>2)</sup>など、沿岸全域に多くの海水浴場が分布している。**西浜海水浴場、由良海水浴場、マリンパークねずがせきは、環境省が選定した「快水浴場百選」に選定されている。**
- ・鼠ヶ関港や酒田港等の港湾周辺や、海水浴場近傍では、ボードセーリングやサーフィン、岩礁部では、釣りやスキューバダイビングなど、海洋性レクリエーションが盛んである。

加茂水族館の写真を追加

#### ○観光

- ・北部にある十六羅漢像や、南部の**加茂水族館**など観光拠点となるポイントが多い。



加茂水族館  
出典：加茂水族館ホームページ

# 4. 海岸保全基本計画の変更の概要

## 第1章 海岸の保全に関する事項

### (1) 海岸の現況及び保全の基本的方向に関する事項

・津波災害、老朽化への対応を考慮し、海岸保全の基本方針を修正

#### 現行

##### (1) 海岸の現況及び保全の基本的方向に関する事項(P14)

- 防護; 海岸背後に住む人々の暮らしを、侵食災害や冬季風浪による越波、飛砂から守る。
- 環境; 鳥海山とクロマツ砂防林に縁どられた白砂青松の砂丘、切り立った岩場が迫り、海岸線の入り組みが美しい磯の自然景観と、多様な動植物が生息・生育している沿岸の陸域・浅海域の自然環境を保全する。
- 利用; 利便施設の整備により賑わい空間を演出しレクリエーション利用を促すとともに、自然保護域との住み分けを行っていくことにより、適正な利用を促す。

#### 変更案

##### (1) 海岸の現況及び保全の基本的方向に関する事項(P14)

- 防護; 海岸背後に住む人々の暮らしを、**津波災害**や侵食災害、さらに冬季風浪による越波、飛砂から守る。  
**予防保全の観点に立ち、海岸保全施設等の機能の維持管理に努める。**
- 環境; 鳥海山とクロマツ砂防林に縁どられた白砂青松の砂丘、切り立った岩場が迫り、海岸線の入り組みが美しい磯の自然景観と、多様な動植物が生息・生育している沿岸の陸域・浅海域の自然環境を保全する。
- 利用; 利便施設の整備により賑わい空間を演出しレクリエーション利用を促すとともに、自然保護域との住み分けを行っていくことにより、適正な利用を促す。

# 4. 海岸保全基本計画の変更の概要

## 第1章 海岸の保全に関する事項

### (2) 海岸の防護に関する事項

・防護水準について設計津波、最大クラスの高潮・高波・津波への対応について加筆

#### 現行

##### (2) 海岸の防護に関する事項(P15)

###### (防護水準)

防護水準は、計画高潮位または計画波浪が発生した場合に、背後の国土・人命・財産等の安全性が確保される水準とする。

海岸侵食に対しては、現状の砂浜を確保することを防護水準の目標とするが、越波対策として砂浜による防護機能を考慮した面的防護工法を採択する場合には、背後地の土地利用の状況に応じて砂浜の復元を図る。

また、高潮・津波に対しては、地域住民と一体となったソフト面での対策とあわせて、対象海岸の背後状況や地域ニーズに応じて海岸管理者が適切に設定する。

#### 変更案

##### (2) 海岸の防護に関する事項(P15)

###### (防護水準)

###### ○施設整備による防護水準

防護水準は、計画高潮位または計画波浪が発生した場合に、背後の国土・人命・財産等の安全性が確保される水準とする。

**津波に対しては、設計津波が発生した場合に、背後の国土・人命・財産等の安全性が確保される水準とする。**

海岸侵食に対しては、現状の砂浜を確保することを防護水準の目標とするが、越波対策として砂浜による防護機能を考慮した面的防護工法を採択する場合には、背後地の土地利用の状況に応じて砂浜の復元を図る。

###### ○最大クラスの津波等に対する防護水準

また、最大クラスの津波に対し、「何としても人命を守る」ことを目標として、住民避難を軸に、海岸保全施設等の整備による効果と併せて、ハード対策とソフト対策を総動員し、それらを組み合わせた総合的な対策を推進する。併せて、最悪の事態を想定、共有し、国、県、鶴岡市、酒田市、遊佐町、公益事業者、企業等が主体的かつ、連携して対応する体制の整備に取り組んでいく。

# 4. 海岸保全基本計画の変更の概要

## 第1章 海岸の保全に関する事項

### (2) 海岸の防護に関する事項

・津波への対応について加筆

#### 現行

##### (2) 海岸の防護に関する事項(P17)

###### 防災体制の整備による津波対策の推進

- ・想定される津波に対して施設が未整備な飛島では施設整備による津波対策を実施していく。
- ・その他の地域に関しては、施設の整備によるハード面の対策は計画上の水準に達していると考えられるものの、危機管理の観点から、沿岸の二市二町の地域防災計画と連携をとりながら、釣り客や海水浴客などの来訪者に対して、緊急情報及び避難経路の掲示等の防災情報伝達手段を充実させるソフト面の対策を、支援していく。

#### 変更案

##### (2) 海岸の防護に関する事項(P17)

###### 海岸保全施設整備による津波対策の推進

- ・設計津波に対する施設整備が遅れている一部の箇所については、津波対策を推進する。
- ・その他の地域も含め、施設整備にあたっては、海水が施設を越流した場合であっても、施設が破壊、倒壊するまでの時間を少しでも長くする、あるいは全壊に至る可能性を少しでも減らすことによる減災効果を得られるよう、施設の機能が粘り強く発揮されるための構造上の工夫を図る。

###### 防災体制の整備

- ・最大クラスの高潮や津波が発生した場合でも「何としても人命を守る」という信念のもと、既存の公共施設や民間施設も活用しながら、ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせて総動員させる「多重防御」の発想により、国、県、鶴岡市、酒田市、遊佐町、公益事業者、企業等の連携・協力の下、地域の活性化の観点も含めた総合的な防災・減災対策を効果的・効率的に推進するため、次の取り組みを行っていく。
- ・津波防災地域づくりに関する法律に基づき「津波浸水想定」を県において設定し、その結果を踏まえ、各機関における各種マニュアル整備などの地震・津波防災体制の強化、実践的な訓練などの減災対策の推進、地域や住民の災害対応力を高めるための情報提供や防砂知識の普及啓発などの地域防災力の強化に取り組んでいく。
- ・併せて、最大クラスの津波が悪条件下において発生し浸水が生じた場合の被害を想定、共有し、国、県、鶴岡市、酒田市、遊佐町、公益事業者、企業等が講じる事前の備え(BCPの作成支援)の推進や、各主体が連携した災害対応体制等の整備に取り組んでいく。



# 4. 海岸保全基本計画の変更の概要

## 第1章 海岸の保全に関する事項

### (2) 海岸の防護に関する事項

・施設の維持管理・運用体制について加筆

現行	変更案
<p data-bbox="76 472 592 508"><u>(2) 海岸の防護に関する事項(P18)</u></p> <p data-bbox="62 554 192 586">記載なし</p>	<p data-bbox="1058 472 1574 508"><u>(2) 海岸の防護に関する事項(P18)</u></p> <p data-bbox="1044 554 1734 586"><b>海岸保全施設の適切な維持管理・運用体制の構築</b></p> <ul data-bbox="1044 594 1999 879" style="list-style-type: none"> <li>・海岸保全施設の老朽化に対し、適時、適切な保全対策を実施することにより必要な防護機能を確保しつつ、ライフサイクルコストの最小化を目的とした「長寿命化計画」を策定し、適切な海岸保全施設の維持管理に努める。</li> <li>・津波等の災害時における水門・陸閘等については、操作従事者の安全最優先の避難ルールを明確にした操作規則を策定し、安全かつ適切な管理・運用を図る。</li> </ul>

# 4. 海岸保全基本計画の変更の概要

## 第1章 海岸の保全に関する事項

### (4) 海岸における公衆の適正な利用に関する事項

・東日本大震災を受け、避難施設の整備について加筆

#### 現行

#### (4) 海岸における公衆の適正な利用に関する事項(P21)

##### ① 利便施設整備の推進と維持管理

・山形沿岸では、海水浴場においてトイレ・シャワーなど、ある程度の利便施設は整備されているものの、依然として利便施設不足が海岸への不満の上位として挙げられている。このため、海岸に整備してほしい施設として、最も多いのが利便施設となっている。今後は山形沿岸の貴重な財産である砂浜海岸を有効に活用し、賑わいのある海岸を創出し、適正な利用を促すためにも、必要に応じて利便施設の整備や、より利用しやすい維持管理・運営を図っていく。

#### 変更案

#### (4) 海岸における公衆の適正な利用に関する事項(P21)

##### ① 利便施設整備の推進と維持管理

・山形沿岸では、海水浴場においてトイレ・シャワーなど、ある程度の利便施設は整備されているものの、依然として利便施設不足が海岸への不満の上位として挙げられている。このため、海岸に整備してほしい施設として、最も多いのが利便施設となっている。今後は山形沿岸の貴重な財産である砂浜海岸を有効に活用し、賑わいのある海岸を創出し、適正な利用を促すためにも、必要に応じて利便施設の整備や、より利用しやすい維持管理・運営を図っていく。

・東日本大震災では、津波からの避難施設の重要性が認識された。これを踏まえて、新たな施設整備においては、海岸利用者が津波から迅速に避難するための避難経路を考慮した整備を行う。

# 4. 海岸保全基本計画の変更の概要

## 第1章 海岸の保全に関する事項

### (5) 沿岸のゾーニング

- ・管理に関する項目を追加
- ・保全の方向性に管理等について加筆

現行			変更案		
<u>(5) 沿岸のゾーニング (P22)</u>			<u>(5) 沿岸のゾーニング (P23)</u>		
飛島ゾーン			飛島ゾーン		
	市町	酒田市		市町	酒田市
防護	要請と課題	津波対策	防護	要請と課題	法木地区海岸の津波対策 護岸老朽化対策
	方向性	施設整備による津波対策		方向性	施設整備による津波対策 老朽化の進んだ施設の補修
環境	要請と課題	磯根資源の保全 岩礁景観の保全・向上	環境	要請と課題	磯根資源の保全 岩礁景観の保全・向上
	方向性	良好な自然環境の保全を目指した海岸管理		方向性	良好な自然環境の保全を目指した海岸管理
利用	要請と課題	自然環境資源の活用	利用	要請と課題	自然環境資源の活用
	方向性	自然を活かした観光ポイントの整備		方向性	自然を活かした観光ポイントの整備
ゾーン	ゾーン名	飛島ゾーン	ゾーン	ゾーン名	飛島ゾーン
	保全の方向性	<p>ほぼ全域が貴重な自然環境となっているゾーン</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 豊かな自然の保全を基本とする。</li> <li>○ 津波対策が必要であるため、施設整備にあたっては、自然環境に配慮し、その工法等を十分に検討する。</li> </ul>		<p>ほぼ全域が貴重な自然環境となっているゾーン</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 豊かな自然の保全を基本とする。</li> <li>○ 老朽化の進んだ施設の補修を進める</li> <li>○ 津波対策が必要であるため、施設整備にあたっては、自然環境に配慮し、その工法等を十分に検討する。</li> <li>○ 海岸ゴミの増加が問題となっているため、地域と連携したゴミ処理体制の整備をすすめていく。</li> </ul>	

# 4. 海岸保全基本計画の変更の概要

## 第2章 海岸保全施設の整備と維持管理に関する事項

### 第2章 海岸保全施設の整備と維持管理に関する事項

・管理に関する項目を追加

現行	変更案
<p data-bbox="64 475 747 508">第2章 海岸保全施設の整備に関する事項 (P28)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="64 554 644 586">(1) 海岸保全施設を整備しようとする区域</li> <li data-bbox="64 639 629 672">(2) 海岸保全施設の種類、規模、配置等</li> <li data-bbox="64 725 762 758">(3) 海岸保全施設による受益の地域及びその状況</li> <li data-bbox="64 811 271 843">(4) 事後評価</li> </ul>	<p data-bbox="1048 475 1897 508">第2章 海岸保全施設の整備と維持管理に関する事項 (P28)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="1048 554 1976 629">(1) 海岸保全施設の「新設又は改良」と「維持又は修繕」をしようとする区域</li> <li data-bbox="1048 682 1612 715">(2) 海岸保全施設の種類、規模、配置等</li> <li data-bbox="1048 768 1748 801">(3) 海岸保全施設による受益の地域及びその状況</li> <li data-bbox="1048 853 1991 968">(4) 海岸保全施設の維持又は修繕の方法 各海岸の地域特性や海岸保全施設の種類、構造等を勘案して、 巡視・点検の時期や頻度、維持又は修繕の考え方等を示す。</li> <li data-bbox="1048 1021 1251 1053">(5) 事後評価</li> </ul>

# 4. 海岸保全基本計画の変更の概要

## 第2章 海岸保全施設の整備と維持管理に関する変更事項

### 第2章 海岸保全施設の整備と維持管理に関する事項

・管理に関する項目を追加

現行	沿岸ゾーン名	地区海岸名	種類	延長等	天端高	今後の整備内容のみ記載
	温海岩礁ゾーン	早田(1)(2)地区	護岸・人工リーフ	700m	T.P.+6.0m	

●新設又は改良に係る海岸保全施設整理表(P30)						
沿岸ゾーン名	地区海岸名	管理者	関係市町	種類	維持又は修繕の方法	
温海岩礁ゾーン	早田(2)地区	県 (国土[水国])	鶴岡市	越波対策として消波堤等の整備を検討(L=200m)	施設整備後においては、長寿命化計画に基づき、日常の巡視で変状の有無を監視し、一次点検を概ね5年毎に実施していく。	

●維持又は修繕に係る海岸保全施設整理表(P31)							
沿岸ゾーン名	地区海岸名	管理者	関係市町	種類	規模(現況)		維持又は修繕の方法
					延長等	天端高	
温海岩礁ゾーン	早田(1)地区	県 (国土[水国])	鶴岡市	離岸堤	7基、556.9m	—	長寿命化計画に基づき、日常の巡視で変状の有無を監視し、一次点検を概ね5年毎に実施し、必要に応じて対策工を実施する。
				消波堤	100m	—	
	早田(2)地区	県 (国土[水国])	鶴岡市	堤防	907m	—	
				護岸	359.3m	—	
				離岸堤	5基、334.7m	T.P.+2.2m	
				消波堤	150m	—	

変更案



# 4. 海岸保全基本計画の変更の概要

## 第2章 海岸保全施設の整備と維持管理に関する変更事項

第2章 海岸保全施設の整備と維持管理に関する事項  
 ・箇所図に管理に関する箇所を追加

現行



変更案

P34

